

「平成23年度 区分所有管理士登録更新（再登録）」の手續における小論文提出期限について

3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」の影響により、被災地在住の方、又は、勤務先からの業務命令により被災地の支援活動に専念されている方等におかれましては、本年5月17日（火）までに小論文を提出すること、又は、5月25日（水）と6月1日（水）に開催される講習会に参加することが極めて困難であることと存じます。

つきましては、これらの事情を勘案し、小論文の提出期限を2通り設定させていただくことといたします。ご案内済の5月17日（火）に加え、8月1日（月）まで、小論文のご提出を受付いたします。

ただし、5月18日（水）～8月1日（月）までにご提出があった小論文につきましては、論文審査が8月以降となるため、新たな区分所有管理士登録証がお手元に届く時期が9月中旬以降となります。（新たな区分所有管理士登録証がお手元に届くまでの間は、従前の区分所有管理士登録証は有効であるとみなします。）

なお、新たな登録証の有効期間は、2011年7月1日から5年間となりますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

平成23年4月6日
社団法人高層住宅管理業協会